

平成 26 年度第 7 回政策会議概要

- 1 開催日時：平成 26 年 7 月 7 日（月）9:30～10:10
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 議事概要：以下のとおり
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

議題 1 公共施設等総合管理計画（方針）の策定について

●鈴木管財課長（資料 1 に基づき説明）

昨年 11 月に国の「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、地方公共団体が管理・所有する全ての公共施設等を対象に、「公共施設等総合管理計画」を 3 年以内に策定するよう総務大臣から要請があった。

本県としては、既存の計画等との整合を図りながら、公共施設等の管理についての基本的な考え方をとりまとめ、計画を策定していきたいと考えている。

なお、計画期間は 10 年間とし、公共施設等の将来のあるべき方向を示したいと考えており、本年度中に策定を行う。

☆小林企業庁長

この計画については、公共施設等を所管する部局ごとに常任委員会で説明をすることになるのか。

●嶋田総務部副部長

今回策定しようとしているのは、県全体の方針になるので、総務の常任委員会で説明をさせていただきたいと考えている。

☆西城子ども・家庭局長

個別施設計画との関係については、どうなるのか。

●嶋田総務部副部長

県全体の方針になるので、個別計画策定の際には、整合性をとっていただくことになる。

☆高沖環境生活部長

文化施設の基本的な方針は、環境生活部で策定している文化施設方針が県全体の方針となるのか。

●嶋田総務部副部長

県全体の方針に沿ったものであればそうなる。

議題 2 知事会議の開催結果について

●笠谷政策提言・広域連携課長（資料2に基づき説明）

本年度開催された3つの知事会議結果について報告する。

5月14日に三重県総合博物館で岐阜県・三重県知事懇談会を開催し、今後、両県の博物館で資料貸借等の連携に取り組むこととした。また、東海環状自動車道西回りルートの沿線地域の活性化に向けて、両県のアンテナショップで観光展を開催等していくこととした。

5月22日に徳島県で第95回近畿ブロック知事会議が開催され、「広域的な交通のリダンダンシーの確保」や「道路インフラのメンテナンス体制の確立」、「『地方目線』の少子化対策」等について協議を行い、今後、これらについて国に提言していくこととした。

6月2日に名古屋市内で第101回中部圏知事会議が開催され、「大学との連携による地域課題の解決」について、各県市の取組事例を紹介し、今後、それらを参考に連携のあり方や手法を検討するネットワークづくりを進めていくこととした。また、「『地方目線』の少子化対策」や「豚流行性下痢対策」等について、国に提言していくことを決定した。

☆鈴木知事

市町や各種団体等から国に働きかけを要請されることもあると思うが、それらを、春や秋の提言活動の項目に全て入れると項目数が多くなるので、中部圏知事会議や近畿ブロック知事会議を活用することも考えてほしい。

また、知事会議では、各部局作成の手持資料を参考にしつつも、関連する内容を付け加えて発言していることもあるので、次回作成する資料には、その内容を反映すること。

議題3 広聴広報アクションプラン（仮称）について

●湯浅広聴広報課長、岡本広聴広報課主幹（資料3に基づき説明）

現状認識として、広聴広報活動はまだ不十分であると考えており、地域間競争が激化する中、本県の知名度向上やイメージアップを図り、誘客や企業誘致、県民の幸福実感の向上などに向けていくものであることが必要。

また、インターネットやスマートデバイス、SNSの普及により、コミュニケーション構造が受け手主導に大きく変化するなど、広聴広報活動もこのような変化に対応していく必要がある。

そこで、庁内アンケートや他県へのベンチマーキングなどから挙げられる課題を整理し、三重県広聴広報基本方針の中期行動計画（平成26～28年度）となる広聴広報アクションプラン（仮称）の策定を進めている。

策定については、広聴広報課を主体とした検討会議や、広聴広報キーパーソンによる広聴広報会議で検討している。

今後、評価指標や数値目標、詳細の行動計画について検討を加え、平成 26 年 10 月頃には運用を開始したいと考えている。また、運用開始後は PDCA を回していく。

プランのビジョンは「顧客接点マーケティングの実践」としており、県民をはじめ、県内外における行政サービスの受け手をマーケティングの対象として捉え、体制強化と人材育成、情報の質向上、顧客との接点強化の 3 つの柱で広聴広報活動を展開していくことを考えている。

顧客接点を強化（「見える化」）することで、最終的に県のファンを確保し、皆さんからの反応を政策に反映させていく流れを作っていきたい。

そのためには、政策と広報を一体化して、クオリティコントロールを確保するとともに、職員一人ひとりの広聴広報力を高め、自所属の政策だけでなく、県全体として重要な政策を自分事化し、広報できることが重要であり、それを実現する基盤づくりとして、広聴広報課のハブ化を進め、専門性の向上など機能強化を図ることが不可欠であると考えている。

☆高沖環境生活部長

策定主体は広聴広報課で構成する検討会議とあるが、広聴広報課の職員だけで議論できるのか。部局の意見は検討会議に入らないのか。

各部局、職員の意識付けが非常に重要だというのはわかるし、こういう検討会議の場の中でも広聴広報課が中心となるというのもわかるが、各部がどういう関わりを持っているのか。

●湯浅広聴広報課長

検討会議は広聴広報課であり、庁内アンケートなどを参考にしながら、検討会議で案を作っている。

当該案を広聴広報キーパーソンで構成する広聴広報会議へ出させていただき、持ち帰って各部局で意見集約などをしていただいたものを、広聴広報会議へ返してもらい、さらに共通幹事会へ報告させていただくという流れで進めている。

☆鈴木知事

この資料は常任委員会で出したものであるが、議会も我々と同じ、県政について、県内外の行政サービスの受け手の方に情報発信する同じ当事者である側面と、執行部から見ると、受け手である側面があると思うので、議会ともよく議論して、意見を聞くこと。

あと、言葉の使い方とか、新しい言葉が満載となった瞬間、自分は関係ないということにもなり得るので、そういう言葉を使うところから広聴広報課が脱皮していかなければならないわけであって、そこのところも検討すること。

議題 4 「県民の声を受けて」公表分の概要について

●竹内戦略企画部長（資料4に基づき説明）

県民の声を受けて、6月2日、同月16日及び7月1日付けで県ホームページに公表した概要であるが、県民の声の件数は74件で、県の対応件数は79件であった。

主な内容としては、職員に関するものが10件寄せられている。内訳としては、職員の勤務・マナー等に関する苦情が4件、職員の給与等に関する要望が1件、職員の勤務等に関する提案・意見が3件、職員の応対等に対するお礼が2件寄せられている。

また、職員の気付きにつながると思われるものとして、職員に関する提案・意見が1件寄せられている。これは、職場内での職員同士の呼び方などについての提案・意見である。

なお、県政への反映区分のうち「県民の声を受けて実施した」が8件あった。各部局においては、内容をよく確認し、適切に対応していただきたい。

（質疑等なし）

議題5 ワーク・ライフ・マネジメントの推進について

●森行財政改革推進課長（資料5に基づき説明）

4月1日開催の政策会議で、平成26年度のワーク・ライフ・マネジメント推進方針について、合意をいただいております。その後の進め方等について6月19日開催の中央労使協働委員会で確認したので情報共有したい。

年度当初に、キックオフイベントを実施し、取組の趣旨については、おおむね職員の賛同をもらった。その後、労使協働委員会との意見交換をふまえ、資料のとおり各部局の目標を設定し、全庁目標を達成する設定となっている。

今後、サービス残業ホットラインの設置、こども参観の実施、産育休取得者へのメールマガジンの送信、介護ニーズ把握のための取組を実施していく。

検証においては、中央労使協働委員会で、目標数値の進捗状況を確認するだけではなく、年度当初に計画した取組について、効果があったのか、なぜ効果がでなかったか等について重点をおいて行う旨が確認されたので、よろしくお願ひしたい。

（質疑等なし）

議題6 職員の無免許運転に係る再発防止の取組について

●喜多人事課長（資料6に基づき説明）

先般公表した職員による無免許運転の事案について、6月27日付けで綱紀肅正及び再発防止取組に係る通知を出した。

再発防止については、自動車運転の適正化及び職員の服務管理徹底を目的に2点の取組を実施していくこととしている。1点目は、所属長による部下職員の免

許所持の確認。この取組については、今後、毎年度当初にも実施していただく。
2点目は、職員が免許取消処分又は免許停止処分を受けた場合における所属長への報告。これまでは、交通事故を伴っていない場合は免許取消処分や免許停止処分を受けても所属長への報告を求めていなかったが、今後は、こうした免許取消・免許停止についても所属長への報告を義務づけることとした。また、コンプライアンスの推進に当たっては、引き続き、研修等を通じてさらなる意識醸成を図っていきたいと考えている。

各部局長等におかれては、今回のような信用失墜行為が二度と起きることがないように、今一度、部下職員に対し、法令遵守、綱紀の厳正な保持及び服務規律の確保を徹底し、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚するようご指導いただくとともに、再発防止取組に係る所属職員への周知及び徹底を図っていただきたい。

(質疑等なし)